

入札の手引き書

令和 8 年 1 月 7 日
清水港湾事務所

鉄屑売払に必要となる事項・必要書類は下記のとおりとなりますので、
内容をご理解のうえ、一般競争入札に参加願います。

記

1. 公告（写）
2. 鉄屑売払（御前崎港）仕様書
3. 位置図
4. 売払説明書
5. 中部地方整備局（港湾空港関係）契約入札者心得
6. 入札書
7. 委任状
8. 入札参加申込書
9. 契約書（案）

公 告

当局所有の鉄屑を売払いするため、下記により一般競争入札に付します。

記

1. 売払物件

品 目	規 格	単位	数量	備考
鉄屑	H1	kg	100,724	注意：数量については計算上の数量であり、実数量と異なります。
	H2	kg	30,920	

(注) 規格の詳細についてご不明な点があればお問い合わせください。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- ①予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者。
- ②令和7・8・9年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受」のA、BまたはC等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者。（この入札参加資格を有していない者で、競争参加を希望される方には、当局に入札参加資格審査申請書を提出し、資格を取得する方法があります。）
- ③中部地方整備局において指名停止の措置を受け指名停止期間中でない者。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者以外の者であること。
- ⑤現場説明会に参加した者であること。

3. 競争入札の日時及び場所

- ①日 時 令和8年2月3日（火曜日） 14時30分
- ②場 所 清水港湾事務所 会議室 静岡市清水区日の出町7番2号

4. 入札保証金 免除 （契約保証金も免除）

5. 契約条項を示す場所

静岡市清水区日の出町7番2号 清水港湾事務所 品質管理課
電話（054）352－4147

6. 入札参加申込先及び期限

- ①申込先 中部地方整備局 清水港湾事務所 品質管理課
- ②申込期限 令和8年1月23日（金曜日） 16時00分

7. 入札の無効

本公告に示した入札に必要な資格のない者のした入札及び当局契約入札者心得に違反した入札は無効とする。

8. 契約書作成の要否
要

9. 代金の納付

当局発行の納入告知書により納入告知書発行の日から20日以内に、指定金融機関に全額納入とする。

10. 鉄屑の引渡し及び撤去

①引渡し 売払代金納入を確認した日から7日以内とする。当該売払代金の領収書を提示のうえ、売払物品受領書を取り交わしのうえで引渡しを行うものとする。

②撤去 引渡しを受けた鉄屑は、引渡しを受けた日から20日以内に撤去するものとする。

11. 現場説明の日時及び場所

①日 時 令和8年1月22日（木曜日） 14時30分

②場 所 御前崎港（牧之原市新庄地先）

現場説明会の参加希望者は、必ず令和8年1月20日（火曜日）16時00分までに清水港湾事務所 品質管理課に申し出ること。

注意：現場説明会に参加しなければ、入札には参加できない。

12. 入札書に関する件

①あて先 分任契約担当官 清水港湾事務所長

②契約名 鉄屑売払（御前崎港）

③入札書 当局指定の様式

④その他 落札決定にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額で行うので、入札者は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を入札書に記載すること。なお、落札価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額は110分の10を乗じて求めるものとし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

以上公告する。

令和8年1月7日

分任契約担当官

清水港湾事務所長 出水 孝征

鉄屑売払（御前崎港） 仕様書

標記物品を下記により売払いする。

1. 売払物品

品 目	規 格	単 位	数 量	備 考
鉄屑	H 1	kg	100,724	注意： 数量については計算上の数量であり、実数量と異なります。
鉄屑	H 2	kg	30,920	注意： 数量については計算上の数量であり、実数量と異なります。

2. 引渡し場所

御前崎港（牧之原市新庄地先） 別紙参照

3. 代金の納入

中部地方整備局歳入徴収官の発行する納入告知書により、納付期限までに納入すること。

4. 売払物品の引渡し、所有権移転の時期及び撤去等

売払物品の運搬は、買受取人の負担で行うものとする。

売払物品の所有権は、当所が代金納付を確認した時に買い取り人に移転する。

当所が代金納付を確認した日より7日以内に、両者立会いのうえ売払物品の受領書と引換えに売払物品を引渡すものとする。なお、引渡しの時期については当所の職員と協議するものとする。

引渡しを受けた鉄屑は、引渡しを受けた日から20日以内に撤去するものとする。

買受取人は売払物品撤去した後、当該敷地の清掃（鉄屑等の残骸）を行うものとする。

5. その他

本仕様書に明記なき事項が発生した場合は、両者協議の上決定する。

別紙 1



別紙2



売 払 説 明 書

中部地方整備局の公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この売払説明書によるものとします。

1. 公告日 令和8年1月7日

2. 契約担当官等

分任契約担当官 清水港湾事務所長 出水 孝征

3. 一般競争入札に付する売払物品等

「鉄屑売払（御前崎港）仕様書」のとおり。

4. 一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当する者でないこと。
- (2) 令和7・8・9年度 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受」のA、BまたはC等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者（この入札参加資格を有していない者で、競争参加を希望される方には、当局に入札参加資格審査申請書を提出し、資格を取得する方法があります）。
- (3) 中部地方整備局において指名停止の措置を受け指名停止期間中でない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者以外の者であること。
- (5) 現場説明会に参加した者であること。
- (6) 入札参加希望者は、令和8年1月23日（金曜日）16時00分までに、「入札の手引き書」に添付の入札参加申込書に「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」を添付して、郵送又は持参にて 清水港湾事務所 品質管理課に申し込みをすること。「入札参加申込書」を提出しない者は、入札への参加を認めない。
- (7) 契約担当官は、上記（6）による資格要件の合否については、令和8年1月27日（火曜日）以降入札者に通知する。

5. 一般競争入札の参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

一般競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

- (1) 提出期限：令和8年2月2日（月曜日）16時00分まで（但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。）
- (2) 提出先：2. に同じ
- (3) 提出方法：書面により提出先に持参するものとする。

6. 契約条件等を示す「入札の手引き書」の配布場所及び期間並びに本件に関する問い合わせ先

- (1) 配布場所 静岡市清水区日の出町7番2号
中部地方整備局 清水港湾事務所 品質管理課
電話：054-352-4147
- (2) 期間 令和8年1月7日（水曜日）から令和8年1月23日（金曜日）の土曜日及び日曜日を除き10時00分から16時00分までとする。

7. 入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 入札 令和8年2月3日（火）14時30分
- (2) 開札 入札締め切り後直ちに開札
- (3) 場所 静岡市清水区日の出町7番2号
清水港湾事務所 会議室

8. 入札保証金

免除（契約保証金免除）

9. 契約の締結及び売買代金の納入（落札者の方）

- (1) 落札者は、契約担当官から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に契約担当官に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、売買代金を当局の発行する納入告知書により、納入告知書発行の日から20日以内に、日本国内の指定金融機関に全額日本円で支払わなければならない。

10. 契約・入札の条件

- (1) 入札書に記載する金額について

入札書に記載する金額は日本円とし、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を含め記載するものとする。

なお、落札価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額は110分の10を乗じて求めるものとし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り

捨てるものとする。

(2) 入札方法

原則として、紙にて行うものとし、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

(3) 落札者の決定

入札書投函者のうち、当局の売払予定価格を下回ることなく、最高金額で入札された者を落札者とする。また、落札金額が同額の場合はくじ引きで決定する。

最高入札金額が売払予定価格を下回った場合は、さらに再度入札を行うが、辞退する場合は入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出すること。

(4) 入札の無効

公告において示した競争参加資格のない者のした入札、又はこの売払説明書において示した条件など入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とするとともに、無効の入札をした者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

1 1. 現場説明の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年1月22日(木曜日) 14時30分

(2) 場 所 御前崎港(牧之原市新庄地先)

なお、現場説明の参加者は、必ず令和8年1月20日(火曜日)

16時00分までに清水港湾事務所 品質管理課に申し出ること。

(054-352-4147)

1 2. 入札書記載事項

(1) あて先 分任契約担当官 清水港湾事務所長

(2) 件 名 鉄屑売払(御前崎港)

1 3. 必要書類の書式

「入札書」「見積書」「委任状」「入札参加申込書」は、この「入札の手引き書」添付の書式を必ず使用すること。

1 4. その他

(1) 入札日の持参品等

①入札書及び見積書用紙

法人の場合は代表者印を押印したもの、個人の場合は本人印を押印したものを持参すること。ただし、代理人が入札する場合は、委任状の受任者使用印鑑欄に捺印した代理人の印鑑を押印したものを持参すること。また、最高入札金額が売払予定価格を下回った場合は、再度の入札又は見積書の徴収を行うので、複数枚の用紙を持参すること。(押印は省略可とするが、押印を省略する場合は、その

旨を明示し、かつ入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。)

②委任状

代表者又は本人に代わって代理人が入札の提出を行う場合、委任状を持参すること。

③筆記用具

黒のボールペン又は万年筆を持参すること。

(2) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 注意事項

本売払説明書と「中部地方整備局（港湾空港関係）契約入札者心得」が相違する場合は、本売払説明書が優先する。

中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札心得

（目的）

第1条 国土交通省中部地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）所掌の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）〕その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

〔注：〔 〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。〕

（一般競争参加の申出）

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金等）

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項本文の規定により入札保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。ただし、契約担当官等が認める場合に限る。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が振

替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに提供しようとする振替国債の名称及び記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの。以下「政府担保振替国債提供書確認資料」という。）を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁から申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

6 入札参加者は、入札保証保険契約を締結し又は契約保証の予約を受けることにより第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該入札保証保険契約に係る証券又は当該契約保証の予約に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、工事請負契約における契約保証の予約に係る保証金額は、第1項の規定にかかわらず、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当する場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上、特定調達契約以外の契約にあつては、見積もった契約希望金額の100分の10以上とする。ただし、特定調達契約以外の契約にあつても、国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当することとなった場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上となるよう契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなければならない。

7 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての振替国債については、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者決定後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書等の契約担当官等が示す図書（以下「入札関係図書」という。）及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において入札

関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、公告、公示又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

3 入札書を電子入札システムにより提出する場合は、別添 2 の入力画面上において作成し、書面により提出する場合は、様式 1 により作成するものとする。

4 入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等へ提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

5 入札書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等あての親展で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札参加者は、令第 7 1 条第 1 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

9 入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札参加の取りやめ)

第 4 条の 2 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 前項の場合において、指名を受けた者は、入札辞退届を別添 3 の入力画面上において作成の上、入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出し、又は入札辞退届（様式 2）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによりできない場合は、入札辞退届（様式 2）又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。

3 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

4 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 入札書の提出期限後に到達した入札
- 三 委任状を提出しない代理人のした入札
- 四 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- 五 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
- 六 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- 七 金額を訂正した入札
- 八 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 九 明らかに連合によると認められる入札
- 十 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者

の入札

十一 その他入札に関する条件に違反した入札

2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）

二 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき

三 令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき

四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

（入札書等の取り扱い）

第6条の2 提出された入札書等は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

（落札者の決定）

第7条 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）の次に有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。

2 国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当する入札をした者は、令第86条第1項に基づく契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。ただし、再度の入札は原則として1回を限度とする。

2 再度の入札をしても落札者がいない場合は、原則として令第99条の2の規定による随意契約には移行しない。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10（工事請負契約については、当該契約が特定調達契約に該当する場合又は落札者が国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当する入札をした者である場合は、100分の30）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、契約担当官等が認める場合に歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付するときは、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁から申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

- 5 落札者は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合には、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 6 落札者は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第1項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合には、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 7 契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての振替国債については、契約履行後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

（入札保証金等の振替え）

第11条 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書類による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書類を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第13条 入札をした者は、入札後、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入 札 書

一金

ただし

〇〇競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名(印)

(契約担当官等の官職氏名) 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

入 札 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名(印)

(契約担当官等の官職氏名) 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

CALS/EC - Microsoft Internet Explorer

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

2006年02月20日 17時52分

CALS/EC 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 検証機能 説明要求 ヘルプ

調達案件検索
調達案件一覧
入札状況一覧

入札書

発注者名称	東北地方整備局
調達案件番号	2102020010120050676
調達案件名称	B地区共同溝工事
執行回数	1回目
締切日時	平成18年02月08日 12時00分
入札金額 (入力欄)	100000000 円(税抜き) <表示欄> 100,000,000 円(税抜き) 1億 円(税抜き)

得案内容

工事費内訳書

企業ID

企業名称

氏名

<連絡先>

商号(連絡先名称)

氏名

住所

電話番号

E-Mail

D:\添付ファイル\添付資料.txt

表示

D:\添付ファイル\内訳書.txt

90000000000000322

AA商事

AA 太郎

中国地方受注担当商号

受注 太郎

東京都港区芝

03-2000-0000

xxx@xxx.xxx.xxx

ICカードの有効期限切れにご注意下さい。
ICカードが開札前に有効期限切れになりますと、入札(見積)書が無効となる場合があります。

印刷を行ってから、入札書提出ボタンを押下してください

印刷 入札書提出 戻る

タブレットが開始されました。

イントラネット

CALS/EC - Windows Internet Explorer

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

2008年10月30日 10時44分

CALS/EC 電子入札システム

入札情報サービス 電子入札システム 検証機能 説明要求 ヘルプ

調達案件検索
調達案件一覧
入札状況一覧

辞退届

発注者名称	本省
調達案件番号	2101010010120082128
調達案件名称	A地区共同溝工事
執行回数	1回目
締切日時	平成20年10月06日 15時00分
企業ID	90000000000000587
企業名称	O株式会社
氏名	O山 太郎
<連絡先>	
商号(連絡先名称)	a
氏名	test
住所	a
電話番号	03-0000-0000
E-Mail	xxx@xxx.xxx.xxx

提出内容確認 戻る

ローカル イン트라ネット 100%

入札書

契約名 鉄屑売払（御前崎港）

入 札 金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

中部地方整備局（港湾空港関係）契約入札者心得を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分 任 契 約 担 当 官

清 水 港 湾 事 務 所 長 殿

※以下は、押印を省略する場合のみに記載すること。
（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者名（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

委任状

代理人
住所
氏名

受認者使用印鑑

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の物品の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

契約名 鉄屑売払（御前崎港）

令和 年 月 日

委任者

住所

氏名

印

契 約 書 (案)

- 1 件 名 鉄屑売払 (御前崎港)
- 2 品 名 規 格 数 量 鉄屑内訳書のとおり
- 3 引 渡 場 所 中部地方整備局 清水港湾事務所指定の場所
- 4 引 取 期 限 引渡の日から 7 日以内
- 5 契 約 金 額 ￥
- うち取引に係る消費税
及 び 地 方 消 費 税 の 額 ￥
- 6 契 約 保 証 金 免 除

上記の物品売払について、売払人と買受人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な物品売払契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 静岡県静岡市清水区日の出町 7 番 2 号
売 払 人
官 職 氏 名 分任契約担当官
清水港湾事務所長 出水 孝征 印

住 所
買 受 人
氏 名 印

(総則)

第1条 売払人及び買受人は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、現場説明書及び現物をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法律を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする売払物品（以下「物品」という。）の売払契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関して売払人と買受人との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

6 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約保証金の還付等)

第2条 売払人及び買受人は頭書の契約保証金（以下「保証金」という。）を第17条に規定する損害賠償の全部若しくは一部の予定と解釈してはならない。

2 保証金には一切の利息を付さないものとする。

3 売払人は、買受人が第4条及び第6条に規定する義務を履行したときは、買受人の請求により遅滞なく保証金を買受人に還付するものとする。

4 売払人は、買受人が第4条及び第6条に規定する義務を履行しなかったときは、保証金を国庫に帰属させるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 買受人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継せしめ若しくは担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ、売払人の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約金額の納付)

第4条 買受人は契約金額を売払人の発行する納入告知書により、指定された納付期日までに売払人に納付しなければならない。

2 買受人は、前項に規定する納付期日までに契約金額を納付することができないときは、遅滞なく、その理由を詳記した書面をもって、売払人に対し、納付期日の延長を求め、承認を受けなければならない。

なお、納付期日延長の承認があったときは、買受人は、売払人に対し、前項に定めた納付期日の翌日から、売払代金納付の日まで契約金額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、買受人が前条に規定する契約金額及び遅延利息を完納したときに買受人に移転する。

(物品の引渡し時期)

第6条 契約金額が完納された後、売払人と買受人の両者が定める日に、売払人と買受人が立会のうえ、当該物品をその所在する場所から買受人に引渡すものとし、買受人はこれをすみやかに引取る義務を負うものとする。

2 買受人は前項の引渡しを受けたときは、受領書を売払人に提出するものとする。

(危険負担)

第7条 買受人は契約締結の時から物品の引渡しの時まで、売払人の責に帰することのない理由により当該物品が滅失又は毀損した場合の損害はすべて買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 売払人は、民法第562条第1項本文、第563条第1項及び同第2項、第564条、第565条の定めにかかわらず、引き渡された物品の種類、品質、数量に関し、一切の担保責任を負わない。ただし、売払人が知りながら通知しなかった事実については、この限りでない。

(売払人の任意解除権)

第9条 売払人は、第6条に規定する時期までの間は、次条又は第11条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(売払人の催告による解除権)

第10条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 買受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(売払人の催告によらない解除権)

第11条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。
- 二 契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 三 買受人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額債権を譲渡したとき。
- 七 第13条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 買受人が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 買受人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

（売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（買受人の催告による解除権）

第13条 買受人は、売払人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間

を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(買受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 14 条 前条に定める場合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、前条による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 15 条 この契約が解除された場合には、第 4 条から第 6 条に規定する売払人及び買受人の義務は消滅する。

(解除に伴う返還金等)

第 16 条 売払人は第 9 条から第 11 条の規定により契約を解除したときは以下各号に定める措置を取るものとする。

- 一 買受人が支払った契約金額を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 二 買受人の負担した契約の費用は賠償しない。
- 三 買受人が物品に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は補填しない。

(売払人の損害賠償請求等)

第 17 条 売払人は買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 17 条の 2 買受人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、買受人は、売払人の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独

占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、買受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第12号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 買受人が前項の違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

（買受人の損害賠償請求等）

第18条 買受人は、売払人が第13条の規定によりこの契約が解除されたときに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第19条 買受人がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、売払人は、その支払わない額に売払人の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額の延滞金を徴収する。

（買受人の原状回復の義務）

第20条 買受人は、売払人が第9条から第11条の規定により契約を解除したときは、売払人の指定する期日までに、物品を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、売払人が物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。

2 買受人は前項、ただし書の場合において物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合にはその損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

（返還金の相殺）

第21条 売払人は第16条第1項の規定により契約金額を返還する場合において、買受人が

第 17 条に定める損害賠償金を売払人に支払う義務があるときは、返還する契約金額の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第 22 条 本契約の締結及び履行に関する一切の費用はすべて買受人の負担とする。

(契約外の事項)

第 23 条 この契約に定めのない事項又はこの契約において疑義を生じた事項については売払人と買受人とが協議して定めるものとする。

別 紙

(内訳書)

品 目	規 格	単位	数 量	備 考
鉄 屑	H 1	Kg	100,724	※ 計算上の数量であり、 実数量とは異なります。
鉄 屑	H 2	Kg	30,920	※ 計算上の数量であり、 実数量とは異なります。